

## 幼稚園・認定こども園・保育所等の利用申し込みを受け付けます

来年4月からの施設利用申し込み受け付けを開始します。まだ施設を利用していない人、別の施設への変更を希望している人が対象です。

### 申込書の配布

10月1日(火)以降の平日に子ども支援課、宇久行政センター、幼稚園、保育所、認定こども園で配布します

### 申し込み窓口

- 幼稚園、認定こども園⇨各施設へ
- 利用を希望する教育・保育等のサービスや施設によって手続きが異なりますので、各施設へご相談ください
- 保育所、地域型保育事業⇨子ども支援課へ

### 申し込み期間

- 11月1日(金)～29日(金)の平日
- ※12月以降も受け付けますが、できる限り期間中に申し込んでください。
- 現在入園しており、来年4月以降も同じ施設の利用を希望する人は、書類提出は不要です
  - 本年度中に新たに利用するか、別の施設への変更を希望する人は、10月31日(木)までの平日に上記窓口で受け付けます(11月以降も随時受け付け)

- 必要書類が全てそろわないと受け付けができませんので、提出前に再度ご確認ください
  - 本年1月2日以降に転入した人はマイナンバーカードまたは課税証明等(海外から転入した人は収入が分かる書類)が必要です
  - 利用できる施設や保育料、利用手続きなど詳しくは市HPをご覧ください
- ☎子ども支援課 ☎24-1111

### 保育コンシェルジュにご相談ください

保育・教育施設の利用などについてお悩みの方は「保育コンシェルジュ」にご相談ください。ゆっくり話を伺いながら、各家庭の状況やニーズに合ったサービスを案内します。

受付時間 平日9時～16時  
 受付場所 子ども政策課  
 申し込み 事前に電話で子ども政策課へ  
 ☎子ども政策課 ☎24-1111

## 長寿命化改修工事に伴う宮支所・宮地区公民館の仮移転

本市では、佐世保市公共施設適正配置・保全計画に基づき、11月から宮支所と宮地区公民館からなる宮地区複合施設の長寿命化改修工事を行います。長寿命化改修とは、施設を長持ちさせるために配管や内外壁の更新など必要なリニューアルを予防的に行う工事です。この長寿命化改修によって、建築から通常40～50年といわれる施設の耐用年数を建築から80年以上に延伸させることを目標としています。

今回の工事に伴い、工事期間中は宮地区公民館の利用を休止しますが、宮支所と宮地区公民館の事務室は隣接する宮地区公民館体育室内に移転します。利用者の皆さんには迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

移転期間 11月5日(火)～令和3年1月上旬(予定)  
 住所 萩坂町1782番地1 宮地区公民館体育室内(公民館、支所仮設事務所)



☎社会教育課 ☎24-1111

## 住民票やマイナンバーカードなどに旧氏(旧姓)を併記できます

住民基本台帳法等の改正により、11月5日(火)から希望により住民票やマイナンバーカードなどに旧氏(旧姓)を併記できるようになります。併記を希望する人は下記の必要書類を持参し、戸籍住民窓口課または各支所、宇久行政センター窓口で申請してください。

### 必要書類

- 運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類
  - 併記を希望する旧氏と現在の氏が記載されている全ての戸籍
- ※マイナンバーカードまたは通知カードを持っている人はできるだけ同時に持参してください。持参していない場合は後日変更届の提出が必要です。
- ※併記する旧氏の印鑑で印鑑登録も行えます。詳しくはお尋ねください。

☎戸籍住民窓口課 ☎24-1111

## マイナンバーカードのWeb申請サポートと受け取りのための休日窓口

### マイナンバーカードのWeb申請サポート

下記の日程で事前の写真準備が不要なWeb申請サポートを行います。どうぞご利用ください。

日程・場所  
 10月18日(金) 10時～19時 イオン佐世保白岳店  
 10月29日(火) 10時～19時 イオン大塔店

### マイナンバーカード受け取りのための休日窓口

日程 10月27日(日) 9時～13時  
 場所 戸籍住民窓口課  
 対象 交付通知書が届いている人  
 ※交付場所が「市役所 戸籍住民窓口課」以外の方は、当日に本人確認と暗証番号設定等の手続きだけを行い、カードは後日送付します。  
 ※当日は事前の写真準備が不要なWeb申請サポートも行います。詳しくはお尋ねください。

☎戸籍住民窓口課 ☎24-1111

## コンビニ等での「本籍地証明書交付サービス」が11月からスタート

これまでは住所と本籍がともに佐世保市にある人だけがコンビニ等で戸籍証明書を取得できましたが、11月1日(金)から市外にお住まいでも全国のコンビニ等で戸籍証明書が取得できるようになります。初回だけ利用登録が必要ですので、コンビニ等で手続きしてください(登録完了までに3～5営業日が必要です)。

### 利用できる証明書

戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写し  
 ※本人および本人と同一の戸籍の人に係るものだけ。  
 除籍・改製原戸籍は交付できません。

### 利用時間

平日9時～17時(祝日、年末年始、メンテナンス時を除きます)  
 ※戸籍証明書以外の住民票等は6時30分～23時(土・日曜、祝日含む)まで利用できます。

対象 マイナンバーカード(利用者証明書用電子証明書入り)を所持している市外にお住まいの人  
 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎戸籍住民窓口課 ☎24-1111

## 水害時の衛生対策と消毒方法

台風や集中豪雨などによって家屋等が浸水した場合、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかる恐れがあります。感染症を予防するためには、清掃と乾燥が最も重要です。次のことに注意し、しっかりと洗浄や消毒を行いましょう。

### 清掃時の注意点

- ドアと窓を開け、しっかりと換気する
- 汚泥は取り除き、しっかりと乾燥させる
- 清掃中はけがを予防するため、手袋を着用する
- ほこりを吸わないようにマスクを着用する
- 清掃が終わったらしっかりと手洗いをする など

### 消毒方法

消毒薬は過剰に使用すると人の健康や環境に影響を与えることがあります。使用は必要最小限にとどめ、取り扱い説明書に従って事故が起こらないように注意してください。  
 ※床下や庭などの屋外は原則的に消毒不要です。  
 ※詳しくは市または厚生労働省ホームページをご覧ください。

☎厚生労働省 ☎03-5253-1111

## こんなときどうなる？固定資産税の疑問

土地や家屋などを持たない人にとって、固定資産税はなじみが薄い税金かもしれません。しかし、その税収は福祉や教育、ごみ収集など、身近な行政サービスを提供する上で欠かすことのできない貴重な財源になっています。ここではその算出方法や、よくお寄せいただく質問などをお知らせします。

### 「固定資産税」とは？

固定資産税とは、毎年1月1日(賦課期日)に土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人が、その固定資産の価格を基に算出された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。税額は次の手順で決定し、納税者へ通知しています。

- 1 固定資産を評価して価格を決定し、その価格を基に課税標準額(税額算出の基礎となる額)を算出します
- 2 課税標準額に税率(1.4%)を乗じて、固定資産税の税額を算出します
- 3 税額等を記載した納税通知書は、原則として毎年4月に納税者に送付しています。納税通知書には資産ごとの課税内容を確認できる「課税資産明細書」を添付していますので、必ず確認してください



### よくある質問 Q&A

**Q** 年の途中で売買した場合、納税義務者はどうなりますか？

**A** 固定資産税は、原則として1月1日現在の登記簿等に所有者として記載されている人が納税義務者となります。そのため、売買契約を締結していても、1月1日までに登記簿等の所有者変更の手続きが完了していなければ、納税義務者は売主になります。

**Q** 家屋を取り壊した場合、固定資産税はどうなりますか？

**A** 家屋の一部または全部を取り壊した場合は、「滅失申告書」を資産税課に提出してください。登記している家屋の場合は、法務局での手続きが別途必要です。1月1日までに取り壊した家屋については、翌年度から固定資産税がかからなくなりますが、取り壊した家屋が住宅の場合、土地の固定資産税は「住宅用地に対する課税標準の特例」の適用が受けられなくなることがあり、翌年度から税額が高くなりますのでご注意ください。

**Q** 所有者が亡くなったのですが、固定資産税の課税はどうなりますか？

**A** 納税義務は、原則として相続人が引き継ぐこととなります。この場合、固定資産を現に所有することになった人(相続人など)から申告書を提出していただき、翌年度から新しい納税義務者に変更します。この手続きは、法務局での相続登記が完了するまでの間、一時的に納税義務者を決めていただくもので、相続登記の手続きは別途必要です。早めに登記の名義を変更することをお勧めします。

**Q** 償却資産とは何ですか？

**A** 償却資産とは、土地・家屋以外で、会社や個人が事業(工場、事務所、店舗、アパート、駐車場など)のために使う構築物や機械、器具、備品などをいいます。例えば、アパート経営の場合には門扉、塀、駐車場の舗装路面、外灯などが償却資産申告の対象となります。なお、償却資産申告書の提出期限は毎年1月31日となっています。

資産税課 ☎ 24-1111

## 令和元年 秋季全国火災予防運動

11月9日(土)～15日(金)まで、秋季全国火災予防運動が全国一斉に実施されます。これから火事が発生しやすい時期ですので、火の取り扱いには十分注意し、火災予防に努めましょう。

### 全国统一防火標語

「ひとつずつ いいね! で確認 火の用心」

### 火の用心のポイント

- ・逃げ遅れを防ぐため住宅用火災警報器を設置し、定期的な点検、清掃を行い維持管理に努める
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す
- ・暖房機器等は燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・電気器具等は正しく使用し、タコ足配線をしない
- ・カーテンや寝具等は燃えにくい素材の防火製品を使用する
- ・空気が乾燥し、風が強いときにはたき火をやめる
- ・たき火は完全に消火するまでその場を離れない

### 市内の火災発生状況(8月31日現在)

火災発生件数	53件(前年比22件減)
建物火災件数	31件(前年比増減なし)
死者数	2人(前年比1人増)
負傷者数	7人(前年比1人減)

消防局予防課 ☎ 23-2539

## 11月9日は「119番の日」 ～119番は正しく利用しましょう～

119番は火災や救急、その他の災害が発生したときに利用する緊急通報用の専用回線です。回線数に限りがあり、火災に関する問い合わせに119番を使うと、緊急時の通報に支障を来すことがありますので、問い合わせの際は下記の番号をご利用ください。

- ・火災等の問い合わせ ☎ 0180-999-999
- ・防災行政無線の放送内容 ☎ 0180-999-987
- ・休日、夜間の病院問い合わせ ☎ 23-8199

### 119番通報のときは情報を正確に

消防隊や救急隊が迅速に災害現場に到着するために、住所や災害の状況をできる限り正確に伝えてください。いざというときに備えて電話のそばに住所、氏名、付近の目印、電話番号などのメモを準備しておきましょう。

消防局指令課 ☎ 23-5121

## プレミアム付商品券の販売が始まります

消費税・地方消費税引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯を対象に発行する「プレミアム付商品券」を10月1日(火)から販売します。購入対象者には9月下旬ごろに商品券購入引換券を送付していますので、次の販売店舗で購入してください。

**販売期間** 10月1日(火)～来年2月22日(土)

**販売店舗** 郵便局(簡易郵便局を除く)や商業施設など64カ所(商品券販売のポスター・のぼりが目印です)  
※同商品券事業特設Webサイトでご確認ください。

**対象** ・今年度の市民税が非課税の人。ただし、市民税が課税されている人に扶養されている人(同一生計の配偶者、扶養親族)と生活保護受給者などを除きます  
・3歳未満の子どもがいる世帯の世帯主

※商品券を購入する際は、商品券購入引換券、代金、身分証明書を持参してください。

特設Webサイトをご覧になるには  
右の画像を読み込んでください



プレミアム付商品券事務局(コールセンター) ☎ 55-1221

## がん検診を受診しましょう

現在、日本人の2人に1人ががんになり、3人に1人が亡くなっているといわれ、本市の死因順位でも1位となっています。がんは進行する前の初期の段階で発見し、適切な治療を行えば非常に高い確率で治るといわれています。本市では料金の補助を行っていますので、定期的に受診し、早期発見・早期治療に努めましょう。

### がん検診の受診方法

個別の医療機関または検診車が地区公民館などを巡回する集団検診を受診してください。

※予約が必要な場合などもありますので、事前に各医療機関へお尋ねください。

※集団検診の日程は本紙29ページをご覧ください。

がん検診について詳しくは右の画像を読み込んでください



健康づくり課 ☎ 24-1111